



山田地区会館

〒452-0815 名古屋市西区八筋町78

TEL・FAX：(052)503-7178

http://yamada.chikukaikan.com/

指定管理者：中部互光・コスモコンサルタント運営共同体

# 山田地区会館 自主事業のお知らせ

## やまちく卓球教室

経験者の方はもちろん、初心者の方でも講師の先生が1から教えていただけます！  
少しでも卓球にご興味のある方は、ぜひお気軽にご参加ください！！

【日 時】平成30年8月26日(日)  
10:00～12:30

【会 場】山田地区会館 体育室

【参加費】300円

【持ち物】ラケット(お持ちの方)・体育館シューズ・飲み物  
動きやすい服装・タオル

参加者  
募集中！



## チェアヨガ



イスに座ったまま誰でも簡単に出来るヨガ。  
腰や膝に負担をかけず、体が硬くても安全に行う事が出来るため、お気軽にご参加いただけます。  
詳細は決まり次第、お知らせいたします！

平成30年9月22日(土)  
開催決定！

## 民謡コンサート



今年も藤栄会の内藤千賀弘先生をお迎えし  
民謡コンサートを開催いたします。  
詳細は来月号にてお知らせいたします。  
民謡はもちろん、楽しいトークもお楽しみに♪

平成30年9月23日(日)  
開催決定！



## <次回の移動児童館> 当日参加自由・入場無料



【日 時】9月11日(火) 10:00～11:30

【対 象】乳幼児・保護者

【会 場】山田地区会館 体育室

【内 容】リトミック

※内容は変更になる場合があります



# 山田地区会館 企画事業

参加者募集中

事業名	曜日	時間	参加費	
やまちく囲碁クラブ	日	13:00~15:30	300円(1回)	
健康マージャン	土	10:20~12:20 (初心者向け)	1,000円(1回)	1,500円 (1日)
		13:20~16:40 (中級者向け)	1,200円(1回)	

中部互光・コスモコンサルタント運営共同体

## 各種教室 生徒募集中!

種別	グループ名	曜日	時間
体操	元気体操教室	火	午後Ⅰ
ヨガ	さくら骨盤調整ヨガ	火	午前
	ヨガストレッチ教室	水	午前
	ママ友ヨガ	金	午前
ダイエット	フィットネスサークル	木	夜間
エクササイズ	KTP	土(第2・4)	午後Ⅰ
ダンス	ダンス教室KM	水	午後Ⅰ
民謡	八筋民謡の会	火(第1・3)	午後Ⅰ
オカリナ	ライリッシュ オカリナ会	火(第2・4)	午後Ⅱ
英会話	セシル英会話	水・木・土	夜間・午前・午後Ⅱ

種別	グループ名	曜日	時間
絵画	絵画サークル 明成会	火	午後Ⅰ
	らしーぬ絵画教室	土(隔週)	午後Ⅰ・Ⅱ
書写	公文書写教室	火・土	午後Ⅱ・午前
書道	美文字教室	土	夜間
	静慮書会	金	午前・午後Ⅰ
生け花	しらゆり	火(第2・4)	午前
	小原流いけばな	木	午前
キルト	ティアレキルト	水(月2回)	午前
	ハワイアンキルト	日(第4)	午後Ⅰ

## 小・中・高校生向け教室 生徒募集中!

種別	グループ名	曜日	時間
少林寺拳法	少林寺拳法	火・金	夜間
合気道	心身統一合気道	水	午後Ⅱ・夜間
剣道	アサヒ剣道教室	土	午後Ⅱ
空手	拳道会	金	午後Ⅱ
	空心会	日	午後Ⅰ
	名西空手	木	午後Ⅱ・夜間
ダンス	ポニータダンスカンパニー	木	午後Ⅱ
幼児教育	ほっぺんくらぶ	木	午後Ⅱ
生け花	小原流いけばな	土	午前

種別	グループ名	曜日	時間
英会話	ECCジュニア	火・木・金	午後Ⅱ・夜間
そろばん	そろばんきょうしつ駿	月	午後Ⅱ・夜間
書写	公文書写教室	火・土	午後Ⅱ・夜間
書道	鈴木書道教室	木	午後Ⅱ
	名古屋書芸院	水	夜間
	緑水書道会	月	午後Ⅱ・夜間
絵画	ファインアーツスクール	金	午後Ⅱ・夜間
バイオリン	子どもバイオリン教室	水・木・金	午後Ⅱ・夜間
ピアノ	ピアノサークル	火・水・金	午後Ⅱ・夜間

## 地区会館を利用してみませんか?

【開館時間】10:00~21:00

【利用区分】午前 10:00~12:30

午後Ⅰ 13:00~15:30

午後Ⅱ 15:30~18:00

夜間 18:30~21:00

【休館日】第4月曜日・年末年始

※平成30年度より上記を除く、月曜・祝日も開館しておりますので、ぜひご利用ください!!

施設名		定員	料金
和室		20	1,000~
和室 + 談話室		40	1,700~
茶室		10	800~
実習室		40	1,000~
集会室		50	1,000~
体育室	卓球(1台)	450	400
	バドミントン等(1面)		600
	スポーツ・レク		1,800
	その他		2,000

※入場料、その他これに類するものを徴収、または営利を目的とする場合利用料金は基本料金の1.5倍となります。